

法人文書不開示決定通知書

様

(開示請求者)

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 ○○ ○○

令和 年 月 日付け(受付第 号)の法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所を被告として、大阪地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<連絡先>

担当課：○○部○○課

担当：

所在地：〒○○○-○○○○ ○○○○

電話：○○-○○-○○○○